

広報



昭和51年1月1

No.145

# あいが

人口と世帯数

(12月1日現在)

人口 9,452人

男 4,484人

女 4,968人

世帯数 2,441世帯

発行 秋穂町役場



朝日山より眺む

あけまして  
おめでとーいばいばい

# 賀



# 1976

### 町長 末貞 巖

町民のみなさん、新春を迎えおめでとございます。年頭にあたり、みなさまのご健康とご繁栄を衷心よりお祈りいたします。

昨年は日本経済の不況から、政府においても不況脱出のため四次にわたる対策がなされたにもかかわらず、不況の回復はならず、それにつれ地方公共団体においても財政的に困難な年となり、思うほどの施策を進めることができませんでした。

しかし、町の行政を進めていく目標となる基本構想の制定をみることもでき、また一般行政におきましても大過なくすすることができましたことは、ひとえにみなさま方のご支援ご援助のたまものと感謝いたしております。

今年は、昨年をよい教訓としてまた、気分を一新し行政に対処する所存でございますが、何と言いましても日本経済の浮揚が早急になるとは考えられず、前年に引き続き財政的にも困難な年となることとが予想されます。

この中において、公共的な投資といたしまして前年度に引き続き海岸、漁港等の事業を進めるとともに、人間形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、昭和五十二年四月の開園をめざし町立幼稚園の建設を行うことにいたしたいと思います。

また、福祉行政等につきまして

## 成人おめでとう 成人式にご出席を



今年成人される方を祝って、次のように「成人式」を行います。ぜひ、ご出席ください。

とき 1月15日午前10時30分から  
(受付は午前10時から)  
ところ 中央公民館講堂  
出席できる方 昭和30年4月2日から昭和31年4月1日まで  
に生れた方

※該当される方は、区長さんを通じて案内状をさしあげることになっていますが、届かない方は、中央公民館(電話2132・有線4981)へお申し出ください。

- ◆催しの内容
- ・午前10時 受付開始
  - ・午前10時30分 記念式典
  - ・午前11時 アトラクション(楽しく過そう、レクリエーションの集い)
  - ・午前12時 記念撮影 解散

### 議会議長 若村 弥次郎

昭和五十一年の年頭にあたり町議会を代表し謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

町民の皆様明けましておめでとございます。昭和五十一年の輝かしい新春を迎えましてここに町民皆様とともに栄えゆく町の将来を寿ぎあわせて町政の伸展をお祝いできますことは、私の心から喜びとするところであります。

皆様もご承知のとおり、議会活

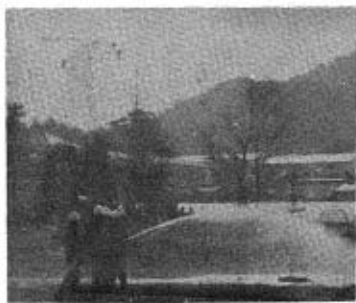
も、従来の基調にたって推進する所存でございます。どうか本年も町民のみなさまのご支援とご協力をたまりますようお願いいたしまして、年頭のごあいさついたします。

動の良否はただちに町政のうえに反映いたしますので議会といたしましては町民の将来の幸福を念頭においてご期待にそなうよう万全を期してこのことに専念いたしました。議員一同最大の努力を払ったことは今更つけ加えるまでもございません。

ここに昭和五十一年を迎えたのでありますが、本年は特に地方自治体は厳しい年であります。いままで築き上げた礎石の上にさらによりよい町政をしくために、執行機関と緊密な連携をとりながら町民生活向上のために献身する考えであります。なにとぞ従来に変わらぬ御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。町民皆様の御健康とご幸福をお祈り申し上げます。

### 五十一年新春出初式

恒例の新春出初式が、一月五日(月)午前九時三十分から、大海小学校運動場で行われます。



(版画は、版画教室 片岡淳子さんの作品です。)

# 成人と国民年金

ヨーロッパ、アメリカの若者も  
みな年金にはいっています。



二十才になると、その日から成人として名実ともにおとなの仲間入りをし、多く権利が与えられますが、反面社会の一員として義務も果たしていかなければなりません。国民年金に加入することもその一つです。

国民年金制度は、歳をとったとき、障害者になったとき、一家の働き手がなくなったりしたときに年金を支給して、本人やその家族の生活を保障するための制度です。わが国では、国民は何らかの年金制度に加入する建て前になって

## 農業委員選挙人名簿の登録

登録申請は一月十日までです

農業委員会委員の選挙人名簿は、毎年一月一日現在で、有権者からの申請に基づき作成されることになっております。この選挙人名簿に登録されませんと、選挙権はあっても投票もリコールの請求もできなくなります。有権者は次のおりで、選挙人名簿登録申請書は地区農業委員を通じ配布しておりますので、該当者は、期限内にもれなく申請されるようお知らせいたします。

### ◎有権者

次の三つの要件をすべて具備していることが必要です。

1 秋穂町に住所を有している者であること。

2 満二十才以上の者であること（昭和三十一年四月一日以前に生まれた者）。

3 十アール以上の農地を耕作している者、又は十アール以上耕作している者の同居の親族または配偶者で、年間六十日以上耕作に従事する人。

十アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人にあっては、その組合員又は社員。（耕作に従事する日数が、年間六十日に満たない者は除く）

### ◎申請期限及び提出先

一月十日までに地区農業委員

を通じ、農業委員会に提出して下さい。

## ご存知ですか 検察審査会 のしごと

町民のみなさんが日ごろ「詐欺」「おどし」「交通事故」などの被害にあい、困って各方面に話してみたら納得のいく結論がでない。こんな不満をもっておられる方はいませんか？ こういう方は泣き寝入りしないで検察審査会にご相談ください。

一般に、犯人を処罰するには、まず検察官が犯人を裁判にかけなければなりません。裁判にかけても、犯人を有罪にするだけの証拠がないようなときは、不起訴処分（犯人を裁判にかけない）にすることができま

す。ところで、この不起訴処分に不満のある被害者は少なくありません。こんなときは、検察審査会へ申し立てると、検察審査会は、検察官の不起訴処分をもう一度調査しな

おします。もちろん申し立てに費用は一切かかりません。さて、検察審査会のしくみはと

いうと、選挙権のある人の中からくじで選ばれた十一人の審査員によって構成されています。しかし、くじの際、裁判官、弁護士といった法律の専門家や、その他特定の官職にある人は除かれますので、審査員は、いわば一般国民の代表者といえます。

このように検察審査会は世の声、民の声を検察に反映する大切な国の機関です。このほか、検察事務の取扱いについて不審の点や、不満のある方は、

山口市駅通り一丁目六番一号  
山口検察審査会事務局  
山口地方裁判所構内  
電話 山口② 一三三〇番へ  
ご相談ください。





# 秋穂町総合開発 基本構想が制定される

近年、経済の高度成長に伴い、町民の生活水準が向上するにつれて、社会福祉・生活環境・産業振興などに対する要望が増加し、複雑多岐に亘りつつある町の行政を、総合的な計画のもとに行っていくかなければならない時代になりました。

地方自治法でも、その地域における総合的かつ計画的な行政を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならぬと言ふことでもあります。そこで、本町でもその実態をふまえ、町の将来像をかかげ昭和六十年年度を目標に、基本構想を制定致しました。

この基本構想は、本町の将来の基本的な方向を示したものであり、また、町づくりの基本となるものであります。

これからは、この方針に従って基本計画・実施計画を策定致します。この基本構想を制定するについては、町では策定委員会を中心に作業を進め、秋穂町総合計画審議会に諮り、答申を得、昨年十月定例議会において議決を得て制定致しました。

これからは基本構想に基づいて、町の行政を進めていく訳ですが、制約的な財政制度のもとにおいては、非常に困難な問題も多いと思えますし、また、町民皆様方の深いご理解とご協力がなければ推進は困難であると思いますので、各施策事業がスムーズに進められるよう、重ねてご協力をお願い致します。

## 町の将来像

1. 快適な環境に恵まれた住みよい町
2. 豊かな町民生活を築く産業の町
3. 教育と文化の向上する町

## 人口と世帯

昭和六十年・人口一万三千人とし、世帯は三千九百四十世帯と推定する。

## 土地利用

秩序ある健全な開発発展をさせるため、自然条件・住民意識・産

業構造をつかみ、町民の生活・生産休息の場などをそれぞれの目的に応じて土地を区分し、その用途の純化を図る。

## 1 都市計画区域

用途地域（第一種・第二種住居専用地域・住居地域・近隣商業地域等）を設定する。

## 2 用途別土地利用

### (1) 居住地域

秋穂浦を中心とした秋穂湾沿い金山領・赤石・及び大海地区の県道沿い一帯を居住地域とし、居住環境の高揚と災害防止に重点を置き、秩序ある住宅地域を形成する。

### (2) 農業振興地域

農業振興地域内の農用地のうち、優良農地を農業地域とし、農業の振興を図る。

### (3) 工業地域

青江湾周辺地域及び浜内塩田跡地を工業用地とし、公害のない中小工場を立地誘導する。

### (4) 緑地・レクリエーション地域

林地の大部分を緑地として保全を図り、そのうち串山連峰・中道湾及び尻川湾一帯をレクリエーション地とし、その活用を図る。

## 社会発展基盤の整備

### ○ 地域社会（コミュニティ）の整備

おおむね小学校区を単位としたコミュニティを想定し、それぞれの地域の実情に応じたコミュニティ施設を整備するとともに、地域住民の連帯感を醸成し、魅力ある地域社会を創造する。

### ○ 交通通信施設の整備

#### 1 道路・港湾施設の整備

本町の地理的条件から道路網の整備が立ち遅れている。このことから、国道2号線及び190号線に連結する広域幹線道をはじめとし、県道全線の改良整備を積極的に促進する。

また町道については、広域幹線道との連結道路及び主要生活道路の全線改良整備を行う。

一方、青江港・秋穂港については、背後地域の発展を考慮しつつ、商工業港として港湾施設の整備拡大を促進し、海陸交通の一体化を図り、本町発展の基盤とする。

#### 2 通信

日常生活圏の広域化や情報化社会の進展に伴い、公社電話普通加

入区域の拡大と一世帯一電話の目標達成を促進する。

### ○ 自然的条件の整備

#### 1 海岸保全

本町は三面海であり、海岸線に沿って集落が連担し、台風・高汐による建物・道路・耕地等の被害も軽視できない。

これに対処して、自然の保護保存に配慮しながら、海岸保全事業を計画的に推進し、住民の不安をとりのぞき、快適なゆとりのある生活環境の場を創り出す。

#### 2 治水河川等改修

天田川・その他砂防・河川等の改修整備を行い、治水体系の確立を図る。また外屋池並びにその周辺の水資源の開発を行い、常習的干ばつ地帯の解消に努める。

## 生活環境の整備

### ○ 生活基盤の整備

#### 1 住宅

恵まれた自然環境との調和を配慮しながら、良好な住居環境の確保を図り、一世帯一住居を目標にかかげ、主として民間による住宅建設を促進する。

また住宅需用の動向をみながら、公営住宅の建設をも考慮する。

#### 2 公園・緑地

自然美に恵まれた海岸線および串山連峰を自然公園的に保全整備を行い、住民の健全なレクリエーションの場として活用する。

# 新春たこあげ大会を 催します

町子ども会育成連絡協議会では今年も「新春たこあげ大会」を行います。

こども会のみなさん、張り切って参加しましょう。

日 時 一月七日午後一時三十分から

場 所 浜内塩田跡地  
くわしいことは、部落こども会をおししてお知らせします。



住宅地域内に公共空間としての公園緑地を適切に配置する。また現在町内に点在する墓地の整備を図り、墓地公園の設置を促進する。

**3 上水**  
生活様式の都市化と人口の増加により、上水の需要は、ますます増大することが予想されるが、本町はきわめて水資源にとぼしい。このため広域的な水資源の確保を積極的に進める。さらに全戸給水を目標に上水道の拡充整備を行う。

**4 清掃**  
(1) ゴミ・し尿  
ゴミについては、青江湾のしめ切り内で計画的な処理処理を行い、あわせて広域処理体制での整備促進を図る。

また、し尿については、広域山口衛生施設組合において共同処理する。

(2) 下水  
人口の増加と生活様式の都市化により、汚水の流出は増大しつつある。このため、住宅密集地を中心に下水道の整備を計画的に進め、生活環境の浄化を図る。

**5 火葬場**  
火葬場の老朽化と周辺環境の悪化したことにより、施設の移転改築を行う。

**○町民生活の安全確保**  
**1 公害の防止**  
今後における産業の発展や生活水準の向上による消費需用の増加は、公害発生を伴うことも予想され、土地利用の純化を進めるとともに、公害関係法令等による規制強化及び公害発生源の社会的責任を明確化し、公害防止に万全を期する。

**2 交通安全**  
地域住民を交通事故から守るため、人間尊重の観点にたち、交通安全施設の整備など、交通環境の整備を積極的に推進する。また住民の交通安全意識高揚のための組織・団体等の育成、学校教育及び社会教育を通じての安全教育の徹底など、積極的な交通安全の施策を推進する。

**3 消防・防災**  
消防団の組織の強化とその消防力の向上を図り、社会経済の進展による複雑多岐にわたる火災の発生に対処する。一方予防行政の積極的な推進と消防体制の充実を期するため、広域的視野にたつて、救急業務を含めた常備消防の設置を推進する。

また自然災害などに対しては、地域防災計画を充実整備し、災害

発生の防止に努める。

## ○町民の健康管理

住民の健康を保持し、その増進を期するため、総合的な保健衛生対策の展開を図る。

疾病予防対策としては、まず、伝染病防疫態勢の整備と併せて措置の万全を期し、結核予防並びに成人病対策は、関係機関と緊密かつ、有機的連携を保ちつつ適切な施策を講ずる。

人口構造の急速な老令化の進展によるものと、疾病構造の変化および交通事故等の公共の場で発生する傷病や、家庭内で突発的に発生する傷病等により、医療需用の増大が予測され、これが対応を広域団体体制において整備促進を図り、併せて救急・休日夜間診療体制の整備を進める。

母子保健対策は、施策にきめ細かい配慮を加えつつ、時宜に順応した指導対策を進めるとともに、住民保健対策は、地元医療機関と緊密に連携し、地域に密着した対策を推進し、栄養改善の普及推進と衛生知識の普及啓蒙を図り、併せて体力づくりなど健康増進対策を進める。

また健康で快適な生活を営むに必要な衛生的環境条件を、整備・維持することを目的とした、住民自らの組織の育成強化に努める。

## ○福祉の充実

**1 社会福祉**  
住民が等しく、健康で文化的な

生活を受受し得るよう、社会福祉の向上を図る。このため、複雑多岐にわたる福祉の施策援護等については、各種施設の整備はむろん、社会福祉協議会の充実強化と各種団体の育成を推進するとともに、それらの団体との連絡協調のもとに、住民福祉を強力に推進し、明るい町民生活の確保に努める。

**2 老人福祉**  
老人が「生きがいのある生活」を送るため、健康管理・福祉施設の整備・福祉制度の充実を努め、さらに老人クラブの育成を助長し、老人の孤独感を解消して社会活動への参加を促進する。

**3 児童福祉**  
すべての児童の心身を健全に育成するため、保育にかける乳幼児の保育施設の整備と保育内容の充実を図るとともに、児童遊園・児童館等の整備を進める。

また要保護児童などについても、適切な施策を積極的に講ずる。

**4 心身障害者(児)福祉**  
日常生活に相当な制限を受ける心身障害者(児)に対しては、年令・障害の程度に応じた施策を講じ、残存能力の活用、または自立更生等援護に努める。

**5 母子福祉**  
母子家庭の生活基盤を確立するため、母子福祉資金制度などの充実・職業あっせん等に努め、自立更生を図る。

### 産業の振興

#### ○農林水産業

##### 1 農業

本町の主要産業である農業の振興を図るため、水稲単作の営農形態から脱却し、需用に即応したそ菜・果樹・畜産等の選択的な複合経営を推進し、農地の流動化による経営規模の拡大を図りつつ生産性を高め、自由経済に対応できる農業の近代化を促進する。

このため、農道の建設・ほ場整備・用排水路整備等の基盤整備を推進して、経営基盤の強化を図る。一方、農産物の販路の開拓については、県内消費都市はもちろん指定消費地域との連携を深め、計画的な生産出荷を推進する。また農業構造の改善を促進することにより、農業従事者の工業に就業する措置を講じ、農家所得の増大を図る。

##### 2 林業

森林は地域の保全・水源のかん養等の目的をもっており、これらの調和を図りつつ造林・撫育等の自然保護とあいまって、林地の高度的な利用を促進する。

##### 3 水産業

瀬戸内海の唯一の好漁場を有する本町の水産振興を図るため、沿岸漁場の整備と構造改善を積極的に推進し、水産資源の培養と近代化を促進し、生産増大を図る。

また漁業基地の経営能率を高めるため、漁港施設等の諸施設を整

備するとともに流通機構の近代化を推進する。

#### ○商工業

##### 1 鉱工業

臨海地域の塩田跡地や埋立可能地の企業立地にあたっては、他産業との調和を図りつつ、住民の生活環境を優先した工業開発を促進し、大気汚染や水質汚濁・騒音など公害のない工場を誘致して工業団地を形成し、町内外の労働力を吸収させるとともに、地域の開発効果を高める。

また鉱業（石材業）については共同施設や協業化などによる体質改善及び近代化を促す。

##### 2 商業

住民の生活水準の向上により、消費需用は多様化し、本町の購買力は近郊都市に流出する傾向にある。

このため経営の改善・合理化による魅力ある商店街の形成を促進し、町内における購買力の増加を図る。

#### ○観光

本町の青い海と緑の空間に恵まれた自然環境を生かすとともに、歴史的遺産の保存を図りつつ、総合的な観光開発を推進し、臨海レクリエーションエリアを造成する。

### 教育文化の振興

#### ○学校教育

就学前教育機関・初等中等教育機関における、調和と統一の新たな新しい教育環境の整備と教育内容の充実を努め、有為な人材の育成を図る。

心身に障害をもつ特殊児童生徒の教育については、就学の適正化とそれぞれ障害に応じた教育の充実に努める。

幼児教育については、その重要性に基づいて、幼稚園を適正な規模に早急に設置する。なお、その教育内容の充実深化を図る。

また教育水準の向上・並びに教育の機会均等を図る立場から、高等学校の誘致につとめる。

#### ○社会教育

教育は人間一生の課題であり、あらゆる場所・あらゆる機会が学習の場であることの認識にたつて青少年活動や成人教育を積極的に推進する。

このため、社会教育施設並びに文化施設を整備拡充し、学校・家庭・地域社会の有機的な連携による公民館活動や青少年教育を通じて、時代に即応した町民教育をすすめる。

また町民の体位・体力の向上・健康の増進を図るため、体育施設の整備拡充と体育指導者および各種体育団体の育成強化を図り、社会体育の振興に努める。

さらに、文化財・史跡など文化遺産の調査並びに保護・保存を行い、かつ文化活動の振興を図って、町民の教養を高め、豊かな情操を

育成する。

### 行財政の運営

#### ○行財政

##### 1 行政

行政需用は、社会の著しい発展・町民生活の向上とあいまって、ますます増大し、複雑高度化するものと思われる。

これにこたえるため、現状を再検討し自らの創意工夫を加えて、機構の簡素・合理化・事務処理の機械化等、行政の改善に努め、豊かな地域社会を建設する。

##### 2 財政

行政施策を計画的かつ効率的に推進するため、財政計画を策定し、収入財源の確保を図り、経常経費の改善と合理化をすすめて、投資的経費の増大に努めて、健全な財政運営を推進する。

#### ○広域行政

山口・防府地区広域市町村圏の振興整備については、広域市町村構想の中で関係市町が一層協力を強め、各地域の特性に基づいてすすめるとともに、広域処理が望ましい行政分野については、相互理解のもとで積極的にその推進を図り、地域住民に高い行政サービスを提供し、住みよい利便に満ちた日常生活圏を形成する。

## 印鑑証明の制度が変わります

### 2月1日から登録証方式

主な改正点は……

- 1 印鑑証明は、印影をコピーし印鑑登録証明書としてお渡しします。
- 2 印鑑の登録をした人には、印鑑登録証をお渡しします。

- 3 印鑑証明が必要なときは、印鑑登録証を持参するだけで受けられます。
  - 4 登録するときは、本人であることの確認を厳格にし、原則として登録は照会状を本人宛に郵送し、回答書を持参されたとき登録します。
- ◎ 登録の手続きについては後日、各家庭へチラシでお知らせしますが、現在印鑑登録をされている方で、引き続き登録を必要とされる方は、2月1日から3月31日までの間に、登録の切替えをしてください。



一月

# 保健衛生事業

「病気とは

人間が環境に敗れたときの

状態である」

ルネ・デュボ

日	受付時間	行事名	場所	対象
8 (木)	13:30~14:30	秋穂乳幼児相談	中央公民館	乳 幼 と 母 の 親 そ の 親
9 (金)	13:30~14:30	大海乳幼児相談	大海分館	乳 幼 と 母 の 親 そ の 親

## 環境衛生連合会だより

### 幹事さんの選出を

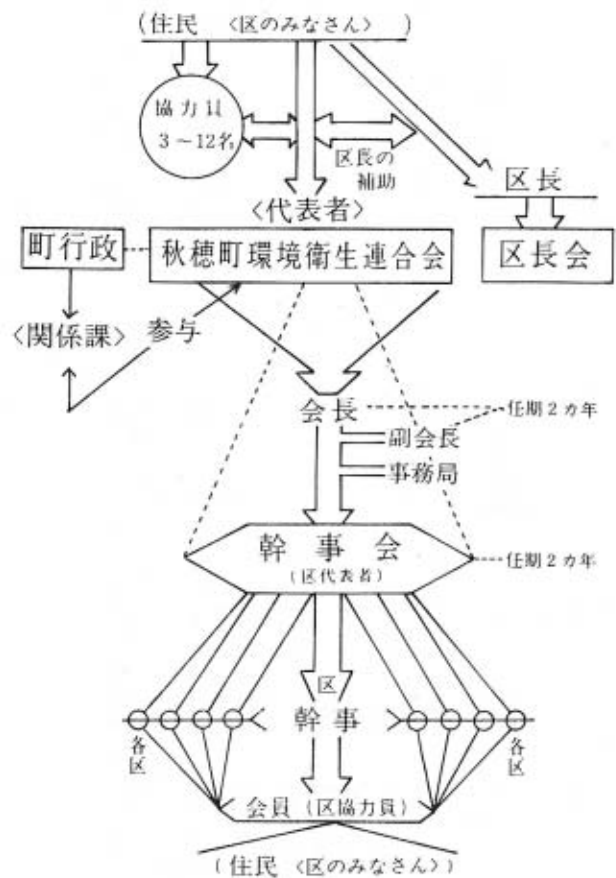
各区においては、年度末を迎え、いろいろな団体の役員改選が行われる時期となりました。

町環境衛生連合会（会長三尾勝次氏）では、昭和五十一年度の役員として、区から幹事（任期二年）一名と協力員若干名を人選していただくことを、お願いしたいと思っております。環境連の幹事さんについては、区の区長とは別にお考えいただき、区の中の立場では、区長の補助的な役割と性格を持つものであることをご理解願います。環境連自体は任意の組織体であり、行政とは一歩はなれて、みなさん方の立場から生活環境等を、よりよくするための活動を進めるものです。

環境連も発足以来二カ年もたっていないために、いまだ組織等に対して理解がされていないようですので、別記組織図を参考にさせていただきたいと思っております。

各区において事情は異なるかと思いますが、私たちの生活環境は私たちの手で、また私たち自身がよくしていくことが必要かと思われまます。また、その目的を持つ環境衛生連合会に理解と協力をお願いするとともに、みなさん方の活動を期待いたします。

## 環境衛生連合会の組織



## 税のコーナー



### 確定申告はお早めに

確定申告をしなくてもいい人でも、所得税が納め過ぎになっていない人は、確定申告をすれば税金が返ってきます。二月十六日から三月十五日までの期間が確定申告の期間ですが、所得税の返ってくる人の申告書は一月から受付けてい

ます。早く申告されますとそれだけ早く所得税が返ってきます。特に、給与所得者で、年の途中で退職しその後就職しなかった人や、予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなった人や、配当・原稿料などの収入については源泉徴収をされている人などは、所得税が納め過ぎになっていないかお確かめください。



町・県民税第4期分の納期限は

1月31日です。

納期限内に完納しましょう。

# 福祉手当を支給します

## 在宅重度心身障害者の方へ

### 制度のねらい

この制度は、心身に重い障害があるために日常生活をするのにいつも人の手をかりなければできない、在宅の障害者の人たちに、月額四千円の福祉手当をさしあげてこの方たちの福祉の増進をはかるうとするものです。

### 重度障害者とは

ここでいう重度障害者とは、次のような障害のある人をいいます。  
1 両眼の視力をあわせて〇・〇二以下のもの  
2 両耳の聴力が補聴器を使っても音や声をききわけることができないう程度のもの  
3 両上肢の機能に著しい障害があるもの  
4 両上肢のすべての指がないもの  
5 両下肢が全く使えなくなったもの  
6 両大腿を1/2以上失ったもの  
7 体の機能に座っていることができない程度の障害があるもの  
8 体の機能の障害または長期にわたって安静を必要とする病状が前記の1から7と同じ程度以上と認められる状態で、日常生活を送ることができない程度のも

9 精神の障害で、前記1から8と

同程度以上と認められる程度のもの

10 体の機能の障害や病状あるいは精神の程度が重なるために、その状態が前記の1から9と同程度以上と認められる程度のもの

これを身体障害者手帳で言えば一級の障害者は全員該当します。また、二級の方はその障害の程度によって該当する方もあります。

### 支給の制限

ただし、前記の障害の程度にあっても、次の方は福祉手当を受けられません。  
○本人が他の公的年金制度から、痲疾を支給事由として、痲疾年金を受けている人（国民年金法の障害福祉年金は除きます。）  
○社会福祉施設や児童福祉施設に入所している人  
○本人、配偶者、扶養義務者の所得が、別表より多い場合

○本人、配偶者、扶養義務者の所得が、別表より多い場合

### 請求手続き

身体障害者手帳の一級の方は、この手帳で判定されますが、二級の方あるいは身体障害者手帳を持っておられない方は、福祉手当診断書で判定することになっていきます。

この請求の手続きは、町役場を経由して県へ提出することになっていきますので、該当すると思われる方は、町民課へおたずねの上、請求手続きをしてください。

← 本人の所得表 (単位千円)

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
収入額	1,037	1,200	1,512	1,806	2,100	2,392
所得制限額	600	762	982	1,202	1,422	1,642

← 扶養義務者の所得表 (単位千円)

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
収入額	2,376	2,670	2,964	3,229	3,491	3,752
所得制限額	1,632	1,852	2,072	2,292	2,512	2,732

## 特別児童手当法が一部改正されました

国が身体又は精神に障害がある児童について、これらの児童福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当が支給されていますが、このたび法の一部が改正され、支給対象になる児童の範囲が広がりました。今までは、その障害の程度が、「日常生活において常時他の人の手助けを必要とする程度のもの。」と規定されていましたが、「他の人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である者」と改正されました。改正法によって該当すると思われる方は、町民課にご相談ください。  
ここでいう児童とは、二十歳未満の人をいいます。

## 飲酒運転の追放!

- 酒を飲んだら運転しない。
- 運転するときは酒を飲まない。
- 運転する人には酒を飲ませない。

みんなで守って明るいお正月を。





# お知らせ



## 五十一年第一回保母試験

養護施設、精神薄弱児(者)収容施設、保育所等で児童の保護に直接従事する保母の資格試験を次のとおり行います。この試験は、年二回実施するもので、三年間で八科目に全部合格すれば資格が与えられます。

### ▽期日

筆記試験 五十一年二月二十五日、二十六日

実技試験 五十一年二月二十七日、二十八日

### ▽場所

筆記試験

① 山口市春日町七二二 山口市自治会館

② 山口市大手町二二二 山口県社会福祉会館

実技試験

山口市桜島三丁目二二二 山口女子大学

### ▽受験資格

○学校教育法による高等学校卒業業者

○満十八歳に達してから児童福祉施設で三年以上児童の保護に従事した人

○学校教育法による高等学校を五十一年三月に卒業する見込みの人

○その他厚生大臣の定める基準に従い、県知事が適当な資格を有すると認められた人

### ▽受付期間

五十一年一月十六日から一月二十六日まで

### ▽受付場所

町役場町民課

### ▽受験手数料

一、〇〇〇円の山口市収入証紙(町役場収入役室にあります)

◎受験申請書は町民課に用意してあります。なおこの試験についての問い合わせは町民課(有線二三三二番 局電二二三番)へ。

## ◆選挙をきれいにする 標語、川柳の募集

明るく、正しく、金のかからない選挙にする国民運動を推進するため、県選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会では、次の要領で標語、川柳を募集しております。多数で応募下さい。

- 1 応募方法、内容
- 2 標語、川柳とも内容は選挙のルールを守り、選挙に金がかか

らないようにすることを訴えるものとする。

① 応募にあたっては、標語、川柳とも必ず官制はがきを使用し、一枚に一題(句)とすること。(枚数制限なし)

② はがきには、住所、氏名、年令、職業を必ず明記すること。

2 締切期日

昭和五十一年一月三十一日(当日消印有効)

3 提出先

山口市滝町一一一 山口県選挙管理委員会内 標語、川柳募集係 千七五三

4 応募資格

山口県内に住所を有する者

5 審査、入選決定、発表

審査は主催者の委嘱した者によって行い、二月中に入選決定をする。発表は入選者に通知をもってかえる。

6 賞

標語、川柳とも入選はそれぞれ十名とし、入選者にはそれぞれ山口市明るい選挙推進協議会長賞及び三千円相当の図書券を副賞として贈呈する。

7 応募上の注意

① 応募作品は未発表のものとする。

② 応募作品は返却しない。

③ 入選作品は選挙をきれいにする国民運動及び明るい選挙推進用ポスターとして使用するものとする。

8 問い合わせ先

山口市滝町一一一 山口県選

選挙管理委員会 千七五三  
電話 山口② 三一一番(内線二八二)

## 小郡電報電話局から

このたび秋穂局に新しい電話交換局が設置されて、約一八〇〇の電話が新しく開通いたしました。ご理解とご協力を得ましたことに厚くお礼申し上げますとともに十二月一日発行の電話帳の中に過ぎのような誤りがあり、大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫びいたします。

次のようにご訂正をおねがいいたします。

おなまえ 誤り 正

○松本悟郎 四八七五→四八九五

○徳田照生 四八七五→四八九六

○堀川秀男 三三三三→三三三三

○湯原久夫 湯原久人→湯原久夫

### こんなことにご注意を

○受話器はずしは事故のもと

受話器にカバーをかけておくと、のをよく見かけますが、これは受話器がきちんとかからない原因をつくり、通話がすんだと思っても度数があがる原因をつくりまします。

電話器は着物を着るより、乾いた布でのマッサージをよろこびます。そして、受話器はきちんとかけてやることです。

○ダイヤルは正しくつづけてまわしましょう。

電話番号をうろ覚えでダイヤルし、途中でちよっと考えてつぎのダイヤルをすることがありますが、こんなとき電話はつながりません。「ダイヤルはメモを見ながら正確に」そして休まずまわしましょう。

○電話器の移転などのご注文は早目に

「今日、大工さんがこられるので、すぐ電話の移転をしてもらいたい」。

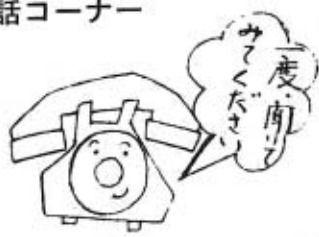
一番困るのがこんな例です。毎日の工事は、お客さまと約束し手順よく計画されております。ご注文は十日から二十日の余裕をもたせてお申出ください。

お申出先の電話番号はつきのおりです。

秋穂局 二一四一番  
小郡局 〇八三九七二二

どちらも料金はかかりません。

## 電話コーナー



小郡 2-0000番 (無料です)

# 郷土小史(28)

## 宮ノ旦

宮ノ旦の地名について、村田峯次郎(清風の子・史家)は防長近世史談で次のように言っている。

「秋穂の旦・大海の旦・船木の旦・大津郡通の旦・下関の旦・それはもと軍団の置かれたところで軍団を団といい、何々の壇とも言い転じて旦とも書く」

軍団の制は古代大化改新以後律令制時代、八世紀末頃に健児制となる以前のこと、そのようなことを伝える記録はなく、江戸時代



宮ノ旦で記る「河内社」

享保頃の「地下上申」でも「旦村の由緒申し伝え御座なく候」と書かれているだけである。

この地区の久米山に正八幡宮を二島の地から遷座したのは、文亀元年三月、大内義興によって行われたものと伝えられ、それから旦を宮ノ旦と言うようになった。

この旦村は地縁的に二島側の幸田・仁光寺と極めて密接な関係にあり、秋穂(本郷)と二島が分れた村になってからもこの三部落は去就を共にしていた。二島史によると南北朝頃に秋穂庄が本郷と二島方に分れたとき、堺は長沢川をのぼり仁光寺西山東側の流れから福西山に到る線で、仁光寺・幸田は本郷側であった。

ところが秋穂浦が次第に栄え人家も多くなると、この堺を改めて天田の干坊川——釈迦堂から大海畔に通る——とし、宮ノ旦・幸田仁光寺は二島側に移った。

三村のこのような関係は、古くからの由来を知る上で大切な檀那寺の関係で、今も宮ノ旦の多くの家々が幸田や仁光寺と同じように二島側の榮泰寺か戒定院であることからもうなづける。

さきにあげた享保一一年(一七二六)頃にできた「地下上申」では、旦村は幸田・仁光寺と離れて秋穂側に組み込まれて居り、その頃の旦村は、田三三四三三八九、島四五五五三で石高三六九石四二、家数三一軒、人数一七七人お蔵入地(直轄地)で畔頭(村役人)は(内田)半之亟であった。

この旦村に、天保頃東条・西条組の小村があった。明治四年四月太政官布告によって戸籍法ができ、行政区画が改訂されるが、それに先立つ同年二月一日に、小部宰判最後の行政区画の一部変更が行われていたことが最近明らかになった。(阿知須西村家文書)それによると本郷の内中野組・下村組・浦組花香組・青江組を大海村と合併して東本郷とする。

同所のうち、宮ノ旦組・天田組・中洲組・黒淵組と二島の内の仁光寺・幸田組・長浜組・惣在所組の内納屋を西本郷とする。

そしてそれまで本郷庄であった青江の田中百合蔵を西本郷村庄屋に、天田の原田助左エ門を助役に任じている。

この地域区分から見ると、東西本郷はほぼ均衡のとれたものであるが、次の区画改正で西本郷から二島側の仁光寺・幸田組等従来の二島側がその方に移り、西本郷が小さくなる。今でも秋穂の東西区分が昔のまま中野と天田の間を堺にして、東に対して西が著しく小地域になっているがそうした推移によるものである。

明治一五年に東本郷一〇五二戸に対し、西本郷(長浜の一部が含まれていた)三二四戸であった。今の宮ノ旦は六一戸二三五人で二五〇年程昔の享保時代と比較してみると、核家族化で家数は二倍になったが、人数は一・三倍程度にしか殖えていない。農業を主業とするこの村は耕地の拡大を求め

ることもできないので、ゆるやかな推移をたどっている典型的な農村部落である。

宮ノ旦は正八幡宮の聖地がある関係か文人芸術家を生んでいる。正八幡宮を宇佐から二島に勧請したとき随行した社家の末裔と伝える入江氏がある。はじめ佐伯氏を称した後入江・山根等多くの家系に分れた模様で、入江政一氏もその一族であった。

その一族の祖に佐伯重成という人物があった。正八幡宮の宝物として伝わる八幡大菩薩縁起二巻と泉の重要文化財に指定されている飯面一〇個があるが、縁起の中に描かれている絵画の筆者と飯面四個の作者重成は同一人物で、この久米山に遷座される少し前の文明年中(一四六九—一四八六)の作で、共に重要な文化財である。

次に八幡宮楼門の正面に描かれている「堯帝得舜の図」のほか廻廊や拜殿の中の「百符伝」(現在五六)や「松の図」は、いづれもこの宮ノ旦出の山中秋帆のものである。小林和作先生の絵心を啓発した作品であった。秋帆は通称寛作、名は讓、長州藩士。僅かの期間京都府画学校に勤務。その子の健吉も漢学を修め、後法科大学を出て司法官となり、将来を嘱望されていたが、おしくも病にたおれ早生した。

はじめに旦村の由来について村田峯次郎の説を記したが、この人は健吉の親友でこの宮ノ旦にも来て居り、その葬儀にも参列して防長学友会幹事として弔辞をのべた因縁のある人であった。

次に明治三四年、正八幡宮が県社に昇格したとき、秋穂・二島両郷の氏子が協力して境内に庭園「借楽園」を作った模様を漢詩で述べた木版絵馬があるが、これは宮ノ旦の医者であった尾崎家の孝安とその子の文庵、寛治の奉納で、正八幡宮の昇格を喜びあった当時の氏子中の躍動する気持をよく表現している。時代は移り、今「八幡さまを守る会」ができて、境内の植樹整備に協力する秋穂・二島両郷の人々が同心して聖域を守っているが、志をつぐものである。

次にこの部落で記って来た「河内社」は水の神さま。ご神体は大きな岩で社寺整理でも動くことなく祭りつづけたと言ひ、昭和五年に二〇〇年祭を行った。境内に秋葉社、五社が併記されている。

またこの部落の八八番札所は万寿院跡といい、古い時代のことと弘治二年(一五五六)頃には大里に移って万徳院と改まって居り、明治三年に泉蔵坊・戒定院と三寺が合併して榮泰寺となったが、明治七年二月に戒定院は分離独立して今日に至っている。(二島史)

ついでながら、万徳院跡というのは榮泰寺北西七五番札所がそれで、今も古いアラカシの大木があり、山口市の天然記念樹に指定されて居り、全国一の老木木という。

(秋穂町教育委員会嘱託 田中 穰記)